

第7回信州型自然保育検討委員会

日 時：平成27年3月17日（水）14時から17時
場 所：長野県庁 議会棟403号会議室

開 会

○竹内企画幹

それでは皆様、定刻となりましたので、これから信州型自然保育検討委員会、第7回を始めさせていただきますと思います。飯沼委員さんと飯島委員さんは若干遅れるというご連絡をいただいておりますが、後ほどいらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより第7回信州型自然保育検討委員会を開会いたします。私は全体の進行を担当いたします、県民文化部次世代サポート課の竹内です。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず開会に当たりまして、県民文化部こども・若者担当部長の山本より一言ごあいさつを申し上げます。

1 あいさつ

○山本こども・若者担当部長

皆様、こんにちは。こども・若者担当部長の山本京子でございます。本日は委員の皆様におかれましては、この年度末のお忙しい中、またご遠方からこの会に参加いただきまして、本当にありがとうございます。

これもちまして本日の検討委員会が最終回となるわけでございますが、検討委員会の皆様におかれましては、昨年4月21日の第1回の委員会を皮切りにしまして、これまで6回にわたる検討委員会と、それと複数回の、本当に暑い中、何度も現地に足をお運びになっていただきまして、本当にご協力いただきましたこと、感謝申し上げる次第でございます。

この信州型自然保育検討委員会では、この信州の豊かな自然環境の中で、子どもたちがすこやかに伸び伸びと育てほしいという願いを込めまして、そのためには県としてどのようなことをすべきか、どのような施策が必要なのかという視点でこれまで議論をしていただけてきたところでございます。

検討委員の皆様には、保護者の方をはじめとして、保育や幼児教育現場で実際、子どもたちの指導をしていらっしゃる方、それと短大ですとか大学で次代を担う保育士さんたちを養成していらっしゃる養成校の方、それと自治体の福祉のほうをやっていらっしゃる方といった、そういったさまざまな立場の方がそれぞれのお立場で貴重なご意見をいただきました。どのご意見一つ一つとりましても、本当に信州で育つお子さんたち、そういったお子さんの立場に立って、あるいは保護者の立場に立って、現代の子どもたちの育ちを本

当にこの場で考えてくださったということで、もう貴重な検討の場であったと思っております。

これまでのご意見を踏まえまして、今回、この信州型自然保育認定制度の最終案、皆様からのご意見をまとめましたものを事務局として最終案として提示させていただくわけですが、一応、前回の検討委員会でも大枠ではこういうことではないかというご了承をいただいたところでございます。

まとめますと、一応、この制度では保育時間の大半を屋外で自然と触れ合う、そういった特化型というのと、屋外でももちろんその自然と触れ合う体験活動も大切にしつつ、でも屋内でもそれ以外の、もうさまざまなプログラムを行うといった、そういった普及型、この2つをそれぞれ県の認定区分として設定したということが特徴かなと思います。

どうして県としてこの2つの認定群を設定したかということでございますが、やはり保護者の方もいろいろなお考えがあって、保護者とそのお子さんと、まず家庭生活があるわけでございます。そういった日々のご自分たちの暮らしに合わせて、より使いやすい、選択しやすい、どちらを選んでも信州で暮らすということで、そういった保育を信州の自然をどうやって有効活用するか、どうやって向き合うかということを中心にしていこうということで2つ考えた次第でございます。県としては、どちらのタイプも、両タイプともとても大事なこととして推進していきたいというふうに思っているところでございます。後ほど、また担当のほうからこの制度の少し、この前から変更したところですか、あるいはまた申請の方法ですか、詳細な説明をしていきたいと思っております。

これは来年度、4月1日からぜひ運用していきたいというふうに思っておりますので、もう本当にこれは全国どこでもやっていないことでございますので、すばらしい制度ができますように、今日はまた限られた時間でございますが、ぜひ皆様には忌憚のない意見をちょうだいいたしまして、いいものができたというふうにしたいと思っておりますので、ぜひよろしくご協力のほどをお願いいたします。以上でございます。

○竹内企画幹

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。お手もとにございます資料の出席者名簿の次になりますが、資料一覧というペーパーがあるかと思っておりますのでごらんください。

事前にお送りしたものと、あと本日お配りしたものと一覧になってございます。まず事前にお送りしたものですけれども、資料1から6までございまして、認定制度の実施要綱、認定基準、認定の審査の観点、資料4は自然保育ガイド、次が認定制度リーフレット、これはそれぞれこの印刷工程にも入ってございます、確定校了になりますが、最後資料6が今後、来年度のスケジュールの予定の資料になってございます。

あと、本日お配りした資料は申請書類の案ということで、これはまた申請が始まるまでにきれいなものを整理したいと思っておりますが、大体、今日お示ししたような内容の申請書類で進めたいというものでございますので、またこれは後ほど細かくご説明をしたいと思います。

もし不足等に不足等ございましたらおっしゃっていただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、これより会議事項の検討に入らせていただきます。ここからの進行は上原委員長にお願いいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2 検討事項

(1) 信州型自然保育認定制度について

○上原委員長

それでは、皆さんご苦労さまです。今までの議論、ありがとうございます。ここで本日まとめたいと思いますので、皆さんのご協力をぜひともお願いいたします。

部長さんにもあらずじ、お話しいただきましたので繰り返しません。これまで、それ以外に歩んできたところですけども、この委員さんの中でもご苦労いただきましたが、銀座NAGANOですか、そこで紹介セミナーというのを実施していただきました。新聞等でご存知ですから繰り返しますが、とても好評であったなど、そんなことを聞いております。

それから、私事ですけども、県短大の中で、授業の中で自然保育というのを授業科目で設けてやってまいりました。学生さんの受けもととてもよく、いろいろ興味を持っていたいて、将来ママになりパパになる人たち、こういう感触で聞いてくれるのか、受けとめてくれるのかというのでいい手ごたえを感じております。いろいろな思いを今日、この中に凝縮したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですけども、検討事項に入ってまいります。1番目の信州型自然保育認定制度についてです。これ、あらまし説明をいただいてしまったほうがいいですね。ではまずは説明をしてください、お願ひいたします。

○竹内企画幹

それではよろしくお願ひいたします。まず資料1をごらんください。信州型自然保育認定制度実施要綱（最終案）というものです。

これは、実施要綱はこの制度の全体の構成、基本的な考え方、いろいろな手続等を全てここに定めてあるものでございます。ですので、ここに記されているものが基本となりまして、この制度が施行されて進んでいくと、進められていくというものでございます。

これ事前にお送りしてございますが、一応、それぞれの項目を読み上げながら、全体を通してご説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず一番最初、第1は信州型自然保育認定制度の目的、この制度全体の基本的な目的を示してございます。

次に第2が定義です。新しい制度ということもありまして、いろいろ言葉の表現、一般的にはよく使われている自然体験であったりとか、体験活動であったりとか、自然保育、地域資源、一般的には聞かれる言葉ですが、制度としてこの定義の部分で明確に示してあるものでございます。

次に第3が信州型自然保育の基本理念です。自然保育の基本的な考え方をここで表現をさせていただきました。

続きまして、第4が認定の申請です。ここから手続に関する規定に入っていきます。

続きまして、第5が認定の申請をすることができる者について定めてあります。ここで文中、別表1に定める申請要件という表現がございまして、これは資料1の最後のほうに別表1ということで信州型、2枚めくっていただいて5ページ目になりますが、信州型自然保育認定制度申請要件ということで、改めてここでも示させていただいております。これはこれまでの委員会でご議論いただいた内容のもと変更はございません。

続きまして、第6が申請書類等ということで、この制度、認定制度に申請をする際に必要な書類をここで定めてございます。ページをめくっていただいて、2ページ目の①から⑤です。これに関してはまた後ほど申請書類の案のところでご説明をさせていただきます。

その次、第7が認定基準及び認定の区分について定めてあります。認定基準は文中に別表2というふうに定めてございます。これ同じ資料の7ページになりますが、別表2、信州型自然保育認定制度認定基準ということで、2ページにわたりまして1から24までの項目で示してございます。またこれも後ほど別紙、資料2のほうで細かくご説明をさせていただきます。

今回、冒頭でも申し上げましたように、認定の区分、特化型、普及型という二つの区分を設けたというのがこの制度の一つ、ポイントになるわけでございますが、その区分の説明に関してここで規定して定めてございます。

次、第8が認定審査委員会、認定審査委員会はここにその機能に関しまして、構成から役割を定めてあるわけですけれども、この認定制度の一つの重要な柱になってございまして、実際、認定基準に基づいて現地調査等もし、認定の審査をしていただくのがこの委員会ということになります。

次、第9が認定証の交付に関する定めの部分です。

第10が認定の有効期間について定めてあります。

第11が認定内容の変更です。実際に認定をして、その後に変更事項が生じた場合にどうするかというようなところをここで定めてあるわけでございます。

次に第12が認定の返上です。変更と同様に、返上についてもここで定めてございます。

次、第13が認定の取消等ということで、取消に関してここで定めてございます。ここまで、13までが認定に関する手続の部分になります。

次、第14が県の取組ということで、この制度において県がやるべきこと、やらなくてはいけないことをここで定めてございます。全部で4項目ございます。県はこの認定をしっかり公正に運用して、県内外にその情報をしっかり発信をするということで、信州型自然保育ガイドを発行するという、研修会等も開催をするということ、最後4番目が、幼保小の連携の部分になりますけれども、小学校及び特別支援学校と連携をするという点で研修等の場も提供をすると、こういうような4つの項目を県の取組としてここで定めてございます。

次、第15が認定を受けた者の取組ということで、認定を受けられた団体の方々に努めていただきたい項目を①から⑥までここで定めてございます。

次に第16の報告の義務、これも認定を受けた方、団体をお願いすることですけれども、毎年度、事業年度が終わった後に所定の活動報告書を提出していただくということの定め部分でございます。

17は雑則になりますが、以上、この17までがこの制度の実施要綱ということで、これに

基づいて今後の運用をしていくというようなこととなります。

ちなみに、この実施要綱の最終案をつくる過程において、県の法務課のほうともかなり細かく打ち合わせをしました。基本的に県の条例以下、いろいろな事業でこういう要綱とか要領とかを作成する場合にはかなり表現とか、全体のこの要綱論は公正等、厳密な決まりがあるわけなんですけれども、そのあたりも法務課のほうとしっかり打ち合わせをした上で、この最終案というふうにまとめさせていただいておりますので、そういった点では、この制度がより質の高いものになるための一番重要な部分ということで、ご理解をいただければというふうに思っています。

それでは引き続き、基準のほうのご説明をさせていただきたいと思います。資料2、これはA3縦型ものをごらんください。資料2、信州型自然保育認定制度認定基準（最終案）というものです。

基本的にこれまでと、前回までのご議論と内容的に大きく変更したところはないんですが、表現等、先ほどこの実施要綱を定める最終案を検討するに当たって、こちらの認定基準に関しても、その言葉の表現とか、そういったようなものをまた法務課のほうにも確認をしつつ、今回最終案として出させていただいております。

全部で24項目となります。前は25項目という案で出させていただいたんですが、最後の個人情報保護の観点の部分、ここが24と25と2項目に分かれていたんですが、それを一つの項目にまとめたことによって、24ということになります。特に内容的に変更、減ったというわけではないんですが、文章を一つの項目にまとめたということで、前回の数が一つ減ったということになります。

あと、表現的な変更点、修正点で重要な部分としては、基準の番号でいいますと7番のところになりますが、これが前回までは「1日当たり平均」という表現を入れてございました。特化型に関しては1日平均3時間以上、普及型に関しては1日平均1時間以上ということで、平均ということですから、3時間やる日、そうでない日ということが出てくるわけなんですけれども、できるだけ実態に即した制度にしようということで、1日単位の表現を省きまして1週間、週単位でここは表現を統一させていただいたところがございます。

ということで、表現としては長期休暇等を除き1週間で合計15時間以上行われているのが特化型、同じく長期休暇等を除いて1週間で合計5時間以上行われているものが普及型というふうにさせていただきたいというふうに思います。結局、週5日換算でいいますと、1日3時間あたりであれば1週間で15時間と、そういったことになるわけでございます。

あと、これ全体を見ていただいておりますように、この基準はその基準の観点でいいますと、上から3番目の保育及び自然体験活動の質の担保と、その次の体験活動における安全管理という部分に非常に重点が置かれているということになります。

その活動の質の担保の部分では、特化型に限定した基準ですけれども、基準の番号、13番の自然型、保育と関係団体において通算2年以上、自然体験活動の指導経験を有する常勤の保育者が半数以上いることという部分を特化型ということで、これは前回と同じですけれども、そういう形で入れさせていただいております。

あと、安全管理の部分で、前回ちょっとご議論いただきました、基準番号でいいますと16番になるんですけれども、屋外で子ども体験活動を行う際は十分な安全管理に配慮した

保育者の配置体制をとっていること、これ前回は、屋外での体験活動をする際には、そのスタッフ、人員を、その分厚くしてほしいというような趣旨の基準で提案をさせていただいたんですが、そこまでのことは非常にちょっと負担感もあると、団体によっては非常に大きな負担を伴うということもご意見としていただきましたので、このところは表現を、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっているというような表現で再提案をさせていただきたいというふうに思います。

あと、安全管理の部分で前回と表現が異なっている部分なんですけれども、その下の18、19、20番になりますが、このところで、前回よりもよりちょっと細かく具体的な表現になってございます。

例えば18番は、体験活動を行う際の緊急事態が発生した場合の避難などの対応方法について定められていることということの表現、より曖昧な表現をしない形でこのような表現になってございます。

19番なんですけれども、体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう緊急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること、かつ、事前に各機関への協力要請を行っていることというふうに、前回に比べまして、このところは具体的な連携すべき機関をここに明記をした上で、そこと事前に協力要請を行っているというような表現にさせていただきました。ここに関してはご意見等、もしございましたらぜひいただければというふうに思います。

その下、20番に関しまして、後半部分の各保護者との連絡方法が署名または電子メール等で確認されていることというのを、前回に比べまして、若干具体的に電子メールという表現を入れまして修正をさせていただいた部分でございます。

あと、その下、基準番号23番になりますが、これ小学校との連携のところで、小学校や特別支援学校ということで、特別支援学校という言葉を新たに今回の最終案には入れさせていただいてございます。

あと、それ以外の項目に関しては、基本的に、表現も含めまして前回と大きく変わっているところはないかと思いますが、今、補足でご説明したところが今回の最終案として新たに表現をつけ加えた、または修正したという部分になります。

この資料2の認定基準に関しまして、資料3のほうはその認定の審査の観点、主な観点ということと、あと認定基準の根拠となる、確認のための主な書類ということで、これ前回の資料にはなかったんですけれども、今回新たにこういった一覧表をつけ加えさせていただきました。

これは実際には、認定審査委員会が審査をする過程において、こういった観点を中心に、もちろん認定審査委員会、それぞれの委員の方々の観点も当然含まれるわけなんですけれども、こちら事務局としてはこういった観点でそれぞれの基準に関して審査をすると、それに伴って必要な書類等をそろえていただくというようなことで、この一覧でお示しをしたところでございます。また、これに関してもご意見等をぜひちょうだいできればと思います。

以上、資料1から3まで、ここが今回の最終案として示させていただいた制度の一番根幹となる部分の実施要綱と基準のご説明でございました。

とりあえず、ここで一旦区切らせていただいでよろしいでしょうか。

○上原委員長

骨になる部分を説明いただきました。ご質問やご意見をいただきたいと思います。

それで今後、資料3のところで示していただいていますように、例えば申請するときにはどんな書類、あるいはどんな資料を用いればいいのかという、そういうところも見えてくるようになってきているかと思います。

審査については、大学に例えていいますと、大学評価とかそういうのがあるんですけども、今、評価のための評価ではなくて、日常が大事ですと、今、そういう進め方になっています。日常を表現していただく、日常を申請していただくと、そんな形になっているんですけども、ちょうどそれとよく似たような形で、日常の活動、日常の保育を申請に結びつけていくという、そんなようなスタイルにはなっているかと思います。

ご質問やご意見をいただきたいと思います。どなたでも、どの観点でもどうぞ。

○高松委員

感想です。最終案の8番のところ、人数と保育者との、8番の園児数と保育者との関係のところなんですけど、これは認可されている保育所、あるいは認定子ども園と全く同じ数が示されております。認可された認定子ども園、保育所は建物、園庭について安全に生活できるという最低基準はクリアされて、この人数が認められていると思います。これを自然の中に置きかえたときに、この人数をこの決められた保育者で生活、遊びを展開させていくということは、これは私は至難の業だというふうに思っております。

私ども園外保育に入れるときは、必ず2人、3人と、手を増やしながらか園外へ出ていきますので、この人数でいいのかどうなのかということなんですけど、決められて、もう皆さん承認されていることだと思うんですけど、老婆心ながら、現場を知っている立場として、この人数はとて常識では考えられない人数だという感想だけ述べさせていただきました。

○竹内企画幹

ありがとうございます。基準8の部分が、これは当然、認可を受けている園は全て満たしているものでございまして、逆にいいますと、認可外保育施設等、または任意団体とか、そういったようなところもこの制度の対象として広げてございますので、そういったところに関して、やはり認可を受けている園と、今、委員もおっしゃられましたように、最低基準としてのその体制をしっかりとそこは押さえてほしいというところの基準でございます。

観点の部分で、確かにその自然体験活動の質の担保というところに入っていますので、これだけではちょっと弱いなというふうにお感じになる部分はあるかと思うんですけど、その部分は、例えば先ほどもちょっと申し上げた基準の16の部分ですとか、あと、それ以外、安全管理の面、そここのところの体制をしっかりと審査委員会等でも確認をしていただく、もちろん現地調査も含めて、そここのところをしっかりと押さえるということで補っていくことができるというふうに考えてございます。

○上原委員長

ありがとうございます。ほかには、飯島委員さん。

○飯島委員

遅れてきてすみません。2点ほど、お願いします。

まず3番目でありますけれども、公開ができる規定に書いてありますけれども、これは社会福祉法人、学校法人はこれはしなければならぬことになっているわけですから、これはできる規定でなくて、しなければならぬというほうがいいのではないかと思っております。

そして括弧書きでありますけれども、公立園に関しては書類の提出を要しないと書いてありますけれども、これも、私立であつても認可をされているところは現況報告書は提出しているわけですから、何でここで公立と私立を分けなければいけないのか、もし必要あるならば、無認可という言葉がいいのかわかりませんが、そういう事業主体に関しては書類の提出をしなければならぬのかもしれないかもしれません。この辺をちょっと一考してほしいと思います。

それから13番でありますけれども、13番の後ろの常勤の保育者が半数以上いることと書いてありますけれども、これは認可保育所になれば、しかも定員が多ければ多いほど、常勤の保育士は多くなるわけです。そしてその半数以上という、これはかなりハードルが高いと感じます。

ですから2名とか3名以上とか、何人以下の施設だと半数以上とか、この辺のところも内規ですのかどうかわかりませんが、考えたほうがいいんじゃないのかなと。150人定員の保育園なり幼稚園は、常勤というとならぬ人も20人もいる。その中の半数が専門職となるとちょっと難しいと思います。以上であります。

○上原委員長

ありがとうございます。それ、お考えあれば述べていただくと、またそうでなければ、しっかりとそれはまた検討していただきたい。

○竹内企画幹

ありがとうございます。検討させていただきます。

○上原委員長

ほかにはどうでしょうか。宮原委員さん。

○宮原委員

ちょっと先ほどの先生方と重複しますが、資格者がというのは半数以上というのは、ちょっと問題だと思います。

それから7ページのほうにも、6番の別表2、認定基準のところですが、ここに、要所要所に出てきますけれども、園庭以外というような表現があるんですが、園庭以外、そういうフィールドは必要かもしれないけれども、それが園庭にある場合はそこでもよろしいのではないかと思っておりますが、園庭以外という設定をされてしまうと、要はそういう活動を行うことが大事であつて、園庭以外ということになると、近くの山とか個人の所有している山ですとか、そういうところへ、公園とかそういうところへ行かなければいけ

ないんですけれども、園庭にそういう機能を有する場所があればいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、この8番の②ですね。20人に対して保育者が1人以上いること、これも今、35名に、幼稚園の場合は35名に1人保育者、ですから、ここの場合に20人に1人以上ということになると、以上というのは、この保育者、だからこれもちょっと難しいかなと思いますけれども、そんなところですね。その園庭、一番の問題はその園庭以外という表現ですね。

○上原委員長

ありがとうございます。大きく2点ですね。

○竹内企画幹

ありがとうございます。もちろん当初の議論でございましたように、その園庭でも体験活動がいろいろできるんだというようなことでこのお話は進んでいまして、ただ園庭だけということに関して、そこはもう少し広く、やっぱり地域に出ていくというような観点も大事にしましょうということですので、園庭プラス園庭の外での活動という部分をこの基準では示しているということでございます。

実際に、大体どの園も、お散歩も含めて外に出ていくというようなことはあろうかと思うんですが、園庭以外でどういうことをやっていますかというような観点で、この基準6は定められているものでございますので、もちろん園庭での活動も含めてということになっておりますので、その点をご理解いただければというふうに思います。

○上原委員長

これはそういう説明であるなら、ちょっと変えたほうがいいですね。園庭以外じゃなくて、地域との活動の保障というのか、要するに用意ができているということですね。単に場所だけじゃなくて、園あるいは園がある地域とのそういう交流を含めた活動をやっているか、いないかという、そんなことを意味したいというわけですね。

○竹内企画幹

実際に活動の中身に関してはそのとおりだと思いますが、基準ということで、当初からできるだけ明確に基準としてどういう表記がいいのかというような議論の中で、園庭だけではなく、園庭の外でも、園の団体のその敷地を出て、この体験活動をするというような趣旨で、ずっとご議論が進んできているところでございます。

そんなところがこの基準には、園庭以外にあるという表記になってきたかというふうに考えているところでございますけれども。もし、もっとその、今、ご説明したような趣旨を的確に示せる表現があれば、ぜひちょっとご意見をいただければと思います。

○上原委員長

宮原さん。

○宮原委員

私、幼稚園協会のほうから出ているんですけども、先日の会議の折に一転して賛成に回ったんです。ほかの皆さんたちに説明をしたんですけども、長野県がこういったようなことで教育に対して少し提案されたということで、全体的にはいいことだというふうに思います。

ではこれが、幼稚園が、既存の幼稚園がこの認可をとっていくにはどうしたらいいのかという、当然5時間という枠が、幼稚園はご承知のように1日4時間ですから、午前と午後しかないわけですから、あとはそれぞれ時代に応じて子育て支援の一環で預かりを延長を行っているというような現状ですので、そういう中に5時間というのなかなか難しいかと思うんですけども。しかしながら、前、高松先生がおっしゃったように、やはり幼稚園というのは、そういう葉っぱを拾うとか、その葉っぱでお話しをつくるとか、絵を描くとか、いろいろなそういう教育的な領域をクリアする活動を見ているわけです。

そういった中で園庭以外ということになると、私も認定はとりたいと思っているんですけども、今、幼稚園が老朽化して、今、移転をして、林の中にあえて、3,000坪くらいの林の中に建物を建てようと思っておりますけれども、広いです。本当に大きな200年ぐらいの雑木があっという間と思うんですけども、これ園庭なんです。それで園庭以外と言われてしまうと、これ以上どうすればいいのかなと思って、今、ちょっと困ったなというのと、あとはそういうフィールドにいろいろロープみたいなものを使いながら、丸太を使いながらカリキュラムをつくっていきたいと思っはいるんですけども、その園庭以外というのが難しいですね。

多分、ほかの幼稚園さんたちはなかなか、やはり幼稚園の敷地の中は安全ですけども、いざ一歩出ますとやはり危ないですから、相当のスタッフを連れていかないと、裏山で近くの地主さんに借りて、裏山を散歩している程度では済まないと思いますけれども。

○上原委員長

そういう現実ともあわせた上で。

○竹内企画幹

これはあれですか、今、宮原委員のほうからいただいた、園庭がいわゆる通常の園庭というイメージを超えているのも園庭という場合にはどうするかというような想定かなというふうに、確かにそういった部分は今まであまり明確に議論の中には出ていなかったというふうには思っはいるんですけども。

そもそも園庭とは何を示すのかということの、確かにその明確な定義というものがここではされていないというのも一つ、そういった今のご意見に対してはあろうかなというふうに思います。

ですので、ちょっとその表現も、園庭という表現も含めて、もう少しご意見あればいただきたいというふうに思いますが。

○上原委員長

関連していかがでしょう。裏山も園の利用でやってと言われたら困ったという、そうい

うことですね、もっともっと広げると。

○宮原委員

いや。

○飯沼委員

すみません、ではお願いします。飯沼でございます。私も遅れてきまして大変申しわけございませんでした。

実は先週9日の日ですか、議会の一般質問がありまして、自然保育、安曇野市はやるのかと、そういうご質問がありました。その中で、取り組んでまいりたいとお答えをしたんですけれども。その中で、各保育園バラバラにやるのか、それとも全体としてやるのかという質問の中で、私は、それぞれ状況が違うから各保育園バラバラにやりますというお答えをしたんです。それはやっぱり裏に山を抱えている保育園もありますし、隣に林がある保育園もあります。だけど、町の真ん中で周りがコンクリートジャングルの保育園もあります。これらをやっぱり十把一絡に対応できませんので、それぞれの状況に応じてやりますというふうにお答えしたんですが、その中にやはり園庭という概念が何なのかということなんです。

私ども公立の保育園の中では、園庭というのは基本的に運動場です。つまり日常的に園児が走り回る、体を動かす、そのエリアというふうを考えております。当然、園庭の周りに木も植わっていますけれども、通常の場合にはそれらも含めて園庭というふうに言っています。ただ、先ほどの林の中に保育園なり幼稚園があるという場合には、これはまた園庭という概念を変えなければいけないと思います。ここの表現として、ではこれを盛り込むのかどうかということだけ議論すれば、その問題は解決するのかなというふうに思います。

すみません、ついでも申しわけないんですが一言、一つ、ちょっとお聞きをしたかったのが、そういう安曇野市が取り組みますというふうに申し上げた上で、ではこの制度でどれとどれとどれが基本的にネックになるのかということを考えていきましたら、ほぼ大丈夫でしょうというふうに思ったんですが、10、11、12、研修の部分というのがあります。それで自然保育を行う上で有効であるという、この定義というか、ここら辺が例えば主催者、私どもと事業者が有効だと言えればそれでよいのかどうか、それとも何か特別な、こういったものでなくてはいけないという、そういう決めを設けるのかどうか、それだけお伺いしたいと思います。

○上原委員長

考え方、捉え方にもなってくるわけですね、ご質問は。関連しますか。

○高松委員

園庭のほうについてです、すみません。園庭の捉え方の、私はこれ最初拝見したときに同じことを思ったんですが、園庭ということは、これは管理者の目はきちんと行き届いていて危ないものはないというふうに捉えて、それを一歩出なさいということは何が起る

かわからない、ごく自然のままの自然を経験しなさいという意味でここにあって書いてあるのかなというふうに思いました。

初めは広い園だってたくさんあるんじゃないかと思ったんですが、そうでないところにこの自然保育の私は意味はあると思うんです。やたらに穴を掘ってはいけないとか、やたらに手を加えてはいけないとか、そういういわゆる自然のままの自然を体験の対象にさせなさいという意味かなというふうに、私はこれを読んだときに捉えました。

○上原委員長

これじゃないのかなと、文章は、言葉は逐一、後で点検していただくとして、要するに自然体験をしてほしいんですよね。それは園庭であっても、できる園庭ならそれはそれでいいというわけですよね。それでそうでない、今度は逆に、今、園庭がこれだけ整っているけれどもの話でいただいたけれども、場合によったら自分の持ち物ではない園だってあるわけですよね。借りていてもいいですから、それは、保育をやっているかまいませんから、ただ、それがしっかりと確保されていることが必要ですという、あいまいな状態で確保されていたのでは保育も何も成り立ちませんから、しっかりとした状態で契約するなり、お話しをつけるなり何なりした上で、しっかりと根拠のある結びつけを用意しておいてくださいという、そういうことで、両方を言っているんですよね。

園庭で自然体験をやっている結構、園の状況や、広さ狭さもあるでしょうけれども、園の状況ですよ、木や林や、あるいは遊具等々あるかと思えますし、そういうことで可能であるならそれもよいでしょうと同時に、今度、園を出て、今度、高松先生からいただいたような話になってくるけれども、園庭というものを出た上で近所の森、鎮守の森でもいいわけですね。あるいは畑周辺、小川周辺でもいいわけです。そういうものがちゃんと配慮、常に使えるように、あるいはやりたいと思ったときに使えるような状態が整っていますか、整えておいてほしいという、そういう意味をあらわしていませんか。

○竹内企画幹

今、高松委員がおっしゃっていただいたことは非常に適切、的確にまとめていただいたなというふうに思いました。

そもそもこの制度の議論は、一番最初はやはり子どもたちをできるだけ自然の中に、外に行っているいろいろな刺激を受けながら体験活動するというのが一番の主になる部分でございまして、ただ議論の中で、そういったようなことを園の敷地内でもできることもあるんだということで、園庭も含めてというような、そういう議論に、ある意味、広げてきたという経緯があったかと思えます。

ですので、基本的にはできるだけ広く外に出てというようなところは、しっかりこの制度としては大事に押さえておきたい部分かなというふうには思っていますので、ちょっとその表現が園庭というところに、園庭という言葉に非常にちょっと、逆にいうと、引っかかってしまう部分があると思うんですけれども、基本的なこの制度の趣旨は、できるだけ広い自然の中に子どもたちと一緒に出かけるんだと。それはもちろん地域という、山奥という意味だけではなくて、その地域も含めて、できるだけ広い中で子どもたちがいろいろな体験をしてもらおうというような、そういった面で、その反面、安全管理の部分とか、

配慮しなくてはいけない部分が当然出てくるんだというようにところもほかの基準で押さえていくというようなことですので。

一番その趣旨の大事な部分としては、できるだけ広い環境の中で子どもたちの体験活動を豊かにしていくという部分が、この基準6のところの園庭以外というところに思いとしては込められてきたというふうに、私自身も考えてはいるところでございますけれども。

○上原委員長

依田委員さんお願いします。

○依田委員

依田です。今の園庭でいうところなんですけれども、私も最初に園庭と読んだときに、園庭というのは2つのイメージがあって、1つは固定遊具が置かれていたり、広い平らな場所という園庭、でもうちのくじら雲の場合で考えると、園庭というのはたき火スペースがあって、でこぼこ、地面がでこぼこであったり、ぬかるむこともあったりというようなところで、ちょっと悩んだことがあったんですけれども、それで、ちょっと長野県野外保育連盟のほうでも、この園庭というのは一般的な固定遊具があったり、そういう広く平らな走る場所があったりというところのイメージなのかというようなことも話したりしたこともあったんですけれども。

例えばこの文章でいえば、自然体験活動ができる場所が必要ということですね。なので、「屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所があること」というふうにして、そして例えば里山、森、林、田んぼ、畑、川などみたいな感じにするというのはどうなのかというふうにもちょっとご意見として、お願いします。

○上原委員長

ありがとうございました。わかりやすかったですよね。山口さん。

○山口委員

今の園庭の話ですけれども。記憶によると、最終的にこの表現になっているわけですが、もっと前の案では、やっぱりフィールドの具体的な列挙があったと思うんです。それが最終的にこういうシンプルな表現になってきているので、その辺の経緯をどう考えるかということを思いました。

園庭以外というのは、やはり高松先生がさっきおっしゃったように、外に出て行くというような意味合いが込められているということで、一番シンプルな表現にここで落ちついたんだろうと思うんですけれども。逆にいろいろと規定してしまうと、もうちょっと前の案だとフィールドが幾つ以上、常時使用できるとか、結構、もうちょっと厳しかったと思うんですけれども、それが最終的にここまでゆったりとした感じに落ちついてきていると思うので、これまでの議論を踏まえてこの表現のままでいく方が良いと思います。

もう少し園庭の概念を、定義をするなりということで、あいまいさを解決できないかなというふうにも思ったところです。

○上原委員長

2つ、園庭の概念を明瞭にしましょうかということと、片や依田さんが言ってくれたような、この保育のスタイルのことなんです。それをしっかりうたえあげましょう、それが、いってくれば、自然体験活動をしっかりする。そのためには、その場所がしっかり用意されている、そういう意味合いで持っていくと。

○竹内企画幹

今、山口委員のご意見にもありましたけれども、もともとはやっぱりこの園庭の、この委員会の中での議論における園庭のイメージというのは、フェンスに囲まれていて平らでという、いわゆる都会にもあるような普通の園の箱庭をイメージしていたというふうに、こちらとしても理解はしているところです。

あくまでもそこだけで完結するというのではないんだというところを、この制度としては押さえておきたいというところですので、極めてこの園庭というのは、既存のというんですか、狭いイメージでの園庭というようなところで、それを超えていろいろな体験ができるフィールド、そういう環境をぜひ積極的に活用できるような、そういう体制なり、そういうプログラムなりを取り入れていただきたいというのが一番の趣旨であるかというふうに思います。

ですので、基準とか、その実施要綱以外で、審査の観点であるとか、細かな運用の点でそういったいろいろと出たご意見を加味して、この園庭以外という部分をもう少しくリアにお伝えできるような、そういう、こちらとしての、何というんですか、書類の整備みたいなものというのはできるのかなというふうに思うんですけれども。なかなか、これまでの議論を踏まえて、ここの、では園庭以外という言葉を外すというところまでいってしまうと、そもそも基準としてちょっと明瞭でないという、そういう話にもまたなってしまうということもあって、そここのところは難しい部分もあるかなというふうにはちょっと思っているところです。

あと、先ほど飯沼委員からご質問があった、その10、11、12の自然保育を行う上で有効であると考えられるというのは、これは主語はあくまでも申請者が主語ということでこういう文言を入れたところがございますので、別途、県が有効であるかどうかということ、当然、その審査委員会においては、審査委員の観点というものが入ってくるということになるわけですが、基本的に申請者の観点で自然保育を行う上で有効であるというふうに考えられる、そういった研修であったり事例発表というような、そういった趣旨でここはつくってございます。

○上原委員長

よろしいですか、では、ありがとうございます。

執着してはいけないのを心にしますけれども、6番のところへちょっと戻ろうと思えますけれども、それで文言整理できますか、事務局の感じとしたら。今言ったような趣旨で文言を文章整理できるのならお任せしたいと思っていますし、まあまあ、でも自然体験活動をしっかりやってほしい、それはもう大前提ですよ。それは、場合によったら園庭という、宮原さんの園庭、これちょっと儀礼的に、ちょっとわからないことに置いておきま

すけれども、裏山も含んでいる園庭を含めて言っているか。

○宮原委員

いやいや、というか、たまたま私どものところの園庭が、あえて木にロープをつるしたりとか、砂場の囲いを石で囲ってあって、その上に乗っかって滑るとか、あえてそういう自然の素材の使っているんです。

けれども、やっぱりそのほかの普通の園ですと、やはり、割と長野は、長野県はお寺さんが多いんだけど、境内もいいでしょうし、という話から来ているような気がしたんです。そういうふうに、とにかく外というふうに指定されてしまうと、多分、幼稚園で通れるようなところがなかなか難しいのではないかなというのが私の意見するところなんです。

○上原委員長

様子も知らせていただきましたけれども、ちょっと置かしてもらいますけれども。要するに、外での自然体験活動ができる敷地があるなら、それが園庭であってみてもかまわないし、あるいは園周辺であってみても、しっかり用意されていればそれでかまわないという、そっち、そういう意味合いでいいわけですね、事務局も。

○竹内企画幹

それぞれの園でどこまでが園庭ですよというのは、当然それぞれの園がお決めになることだと思います。その中にどういう要素が含まれているのかというのは本当に千差万別であって、それはそれで全くいいというふうに思います。

ですので、あえて申し上げれば、先ほど高松委員がおっしゃられた部分を一步踏み越えて、この制度では、ある意味、未知の世界というところとちょっと大げさですけども、そういったところまで子どもたちとともにその体験を広げていくというようなところは、あまり狭めたくないなというのは思っているところです。

できれば、それぞれのやはり園の環境、先ほどもありましたように環境というのはそれぞれということもあるので、基準は、基本的にはこういう文言で整理をさせていただいたもので進めさせていただきながら、それぞれの状況をしっかり現地調査なり把握をしたり、またいろいろな資料等を編み出していただく中で、そのところは運用上で配慮できるような形がとれたらというふうに思っているんですけども、できるだけその基準は、シンプルかつ明確でいきたいというふうには思っています。

○上原委員長

これは、その方向ではちょっと検討してみたい、検討はしてくれるということですね。

○竹内企画幹

ここの文言を変えるということですか。具体的に、もし、こういう表現というふうにご意見をいただけるのであればありがたいと思いますけれども。

○宮原委員

やっぱり難しいと思う。この間、伊那からお別れ遠足で、松本のアルプス公園まで来たんです。トイレが使えなかったんです。これは予想外だった。

やっぱり、ではそこら辺の茂みの中でやっておいでというわけにいかないじゃないですか。そういうようなこともあるから、なかなか、やはりトイレがないところに子どもを連れていくというのは、だから屋外に、どこの幼稚園でも大体、課外活動というのを定期的にカリキュラムで組んでいて、合宿なんかもやりますけれども、やはりそういうトイレのあるところへ行きますよね、まずは。トイレがなくて屋外で活動するというのは本当に至難だと思えますけれどもね。

○山口委員

でも、今、おっしゃったところには行っているわけですよ。ということは、園庭以外のところに出ているということだし、もちろんトイレなどそれなりの環境が整ったところへ出かけるのでしょけれど、園外へお散歩に行くという活動が全くないということは、多分、どこの園でもないと思いますので。

本当に、もちろんそんなに長時間、山に出かけて活動するということができる園は少ないかもしれませんが、近所の公園に行って、お昼の時間までに帰ってくるというようなことも考えられると思います。その辺は「園庭以外に」という表現の中で、私は結構解釈で何とかなるのではないかというふうに思っているんですけれども。園外保育はもうされたりして・・・

○宮原委員

ちょっと、今の園庭以外というふうに限定されると、では園庭ではだめなのという話に。

○山口委員

それは先ほどのようなすばらしい園庭で、通常の園庭の概念を超えるような場合には、それはちょっと、この認定の基準の運用上、少し、審査委員の方々が見て、これはふつうの定義という園庭というよりは、もっと自然豊かなフィールドですねというような感じで、これは解釈で何とかなる可能性はあるかなと思っています。この基準自体については、ちょっとこの表現以外に、私は適当な表現はないと思います。ずっとこの委員会に出席していて、さんざん議論した末に文言が変遷してきた過程を見ているので、もうこれ以上、ちょっと変えられない感じはしています。個人的にはそういうふうになっているので、これ何とかありませんでしょうか、先生。

○竹内企画幹

ありがとうございます。今までの議論ももちろん踏まえての今日になっているわけですが、今日最終回ということもありますので、ぜひいろいろと気になるところは全部ご指摘いただきたいと思うんですが。

先ほど、依田委員さんのご意見だったかと思うんですが、例えばこの園庭以外にという言葉逆にとってしまうと、では園庭だけでいいのかというふうな解釈も成り立ってしま

うということになると、それはちょっと基準としては困るというようなことがありますので、園庭だけということにならないようなという議論で、この基準が盛り込まれてきたというところもあります。

もちろん園庭も含めて、当然、体験活動の中には園庭でやることも含めてというのがずっとこれは変わりなく、ずっとそういう方向で来てはいますので、もちろん園庭も含めての体験活動、自然体験活動も園庭で行われるものも、もちろんOKということでは入ってはいます。

ただ園庭だけで完結ということ、この制度の大きな趣旨からいっても、園庭だけでやれてしまうというような基準にはしたくないというところで、この園庭以外という言葉がここに入っていると、そういうことになります。

○高松委員

今のお答えで私は十分だと思いますが。さっきの週15時間も、全部、園庭外で過ごせという条件は当てはまっていないわけですし、自分の持っている、どんなに広大な園庭があってもそこからちょっと出るということを推奨しておられるわけですから、それは特に支障にはならないような気がします。

それと基本的に、こういう、この認定を受ける園をそんなに安売りする必要は私はないと思います。こうというしっかりとした理念を持ったところがやっていくべきであって、そうやったら入るところはないじゃないと言われるのなら、もっと基本的にやっぱり長野県の幼児教育の環境を改善していただくように努力していかなければいけない話で、これを、みんなが認定を受けられるようにこの基準を落としていくべきでは私は基本的になんないと思いますので、皆さんどういってお考えかわかりませんが、私はこれで十分だと思います。

○上原委員長

力の強さはこのままで。

○高松委員

すみません、もっといろいろな議論するところがあるように思います。

○飯島委員

まとまったような気がするんです。あともし考えられることがあるならば、先ほど山口先生がおっしゃったみたいに、審査委員の中で弾力的に考える方法を考えればいい。それで特に申請をしたいというならば、園庭外にはありませんけれども、うちの園庭はこういうフィールドを持っていますという申請書に付箋をつけたりして申請することによって、そういうことがクリアされていくんだろうなと、そんなふうに思います。

私自身も、前回の委員会のところ、15時間とか5時間という話はしました。毎日5時間というのは難しいけれども、以上という枠の中に入った以上は、これ大変結構なことだなと思っております。

前回のときの質問でも申し上げましたように、あえて普及型と特化型、この名前がちょ

つとという感じがありましたけれども、まあ、ここまで見直してもそのまま出てくるということはこれでしたいんだろうなというふうに思っておりますし、あえてここで反論もしませんけれども。

そのときも申し上げました、普及型から特化型へ持っていきたい気持ちが県におありになるんですかという質問をさせていただいたと思うんですけども、それはないんだという話でありますから、要は幼児教育、保育をしているその園が、法人がどうしたいかということにかかってくるんだろうと思います。そして、しかもそれが自然豊かなこの長野県に合った自然を利用する保育をいかに組み立てているか、ここに尽きるんだろうと思いますから。

要はこの審査委員のところで非常に弾力的な認定を考えていく、これは園庭外にもこういうところがあるならば、ここはいいなという思いで認定を入れていくということは大事だろうと思っております。以上です。

○上原委員長

ありがとうございました。私が思うところもそういうことですね。やはりいい保育は提供したい、長野県としても、それだけです。

ほかの場所で、この項についてはこれで一旦終わりますが、ほかの場所、それから認定委員会の持ち方にもかかわってきますので、今の飯島さんの受けとめさせていただきます。ありがとうございました。すみません、依田さん。

○依田委員

確認です。確認ですけれども、すみません。

実施要綱の、第15の⑥なんですけれども、これは何か当たり前のことだと思うんですが、あえてやはりここに入れる必要があるということなのか、ということがまず一つ。

もう一つは、認定基準の1番なんですけれども、「団体代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ理事会や運営委員会等の合議体により運営していること」というのは、例えば個人でやっている園でも、この理事会とか運営委員会というのがあるのかどうか。そういうのをやって運営しているということが条件ということなのかということと、最後に、確認のための主な書類の11番なんですけれども、発表した資料を確認するというふうにありますけれども、この発表した資料というのは、例えばパワーポイントなどでそうしたものを、作成したものとか、そういうことなのかというような、その3点、ちょっと確認なんですけれども、お願いします。

○上原委員長

ありがとうございます。では1個1個。

○竹内企画幹

ありがとうございます。まず実施要綱のほうの4ページ、認定を受けた者の取組、第15の⑥の部分ですが、この制度、小学校との連携、幼保小の連携というものを一つの柱に掲げてきておまして、今、ご指摘いただいたように、本来、当然当たり前にやるべきこと

であり、実際に多くの園でやられていることだと思います。ただ一応、制度としてもそういった小学校との連携というものを大事にしていますということを掲げているということもあり、ここで取組として改めてその意識をしていただくという点で、この項目を入れさせていただいているということでございます。

義務教育に滞りなく移行という部分の捉え方とかというのは、またいろいろあるかと思うんですが、基本的には小学校、その子どもを中心に考えた場合に、その子どもが自然保育で育って、その後、小学校なり特別支援学校に進学をした際に、十分に、またそのスタッフ間でのコミュニケーションが図られているというような、そういう状況を想定してこの項目を⑥としてあえて入れさせていただいている、そういったことでございます。

その基準のほうの、まず実施要綱7ページの別表2の1の部分でご指摘いただきました。

この制度においては、基本的には6人以上の子どもが在籍をしている団体、園ということで、かなり小規模な園も対象になるということで広げているんですけども。とはいいつつも、やっぱりその社会的な信頼性という観点から、全く個人で、例えば本当に1人2人で、言葉は悪いですけども、クローズな状態でやっているということはこの制度の点からはまずいということで、団体代表者及び保育等の責任者、これは団体が例えば法人であれば別の人が代表であるし、保育者、保育等の代表者、責任者というのは現場の責任者というような意味でここでは使っておりますが、そこが明確であるということと、理事会、運営委員会等という、これは等ということですので、理事会・運営委員会という言葉の何か組織をつくらないといけないということではないんですけども、一人で全て決められているということではなく、スタッフとか保護者も含めてもいいと思うんですが、複数で合議体により運営がされているという、そういったイメージでここは基準に入れてあるところでございます。ですので、その形態は、理事会、運営委員会にというふうに限定をしているということではありません。

その後、一つ、基準のところ、その11の発表した資料、ほかの部分の資料のコピーを提出していただくという項目が幾つかありますが、これは基本的にその研修なり事例発表等で使用したもの、それは過去2年なり1年の間に、実際に参加したというものが1回以上であればいいというような基準になるんですけども、そこで使用した資料を提出していただくということです。それは手書きであろうが、コンピュータでつくる、パソコンでつくってであろうが、それは実際にそこで使用したものであればいいというふうには考えます。

○上原委員長

パワーポイントであれば、あれプリントアウトしていただければそれでいいと思うんです。ほかにはどうでしょうか。

何というか、申請に当たってもなるだけ負担もなく、あるいは、逆にいいますと、最初、冒頭に述べさせてもらったように、日常を見せてくださいということですので、あえてそのままで結構なんです。

それから先ほどの合議体等といったのは、一番明瞭に先ほどの説明であらわしているのはクローズでなく運営してくださいという、そういう意味なんです。この名称で会議を設けなさいと、そういうことになっております。

○山口委員

ちょっとすごい細か過ぎてばかばかしい話かもしれないんですけども、認定基準の15番のところに、日本赤十字社長野支部が行うと書いてあって、長野支部でないといけないんですかという、すみません、あと県内各消防本部、まあ想定としては、例えば県外から、県外で資格をとって引っ越してきた保育者が務めるということもあるかなと、すごい細かいことですけども、長野支部でしかやっていないわけじゃないかなと、ちょっと思ったということなんですけれども。

○上原委員長

ありがとうございます。

○竹内企画幹

そこは検討してもっと適切にしたいと思います。基本的に長野県内でとれるとすればというように想定でちょっとこういうふうに、ここまで細かく書いてしまっているところがありますが、ここは検討させていただきます。

○上原委員長

書きあらし方を考えます。木戸さん。

○木戸委員

木戸です。先ほども話に出ていた、幼稚園・保育園、小学校との連携というのも柱に入っているということで、資料の4ページの15、⑥の在籍する子どもが義務教育に滞りなく移行できるようなという、この文言の中には、幼稚園から小学校に上がる子どもだけではなくて、例えばいろいろなもう幼稚園でされているかもしれないですけども、小学生か幼稚園や保育園に来て交流するだとか、小学生になっても戻ってこれる場として自然保育の環境が用意されているというようなこと、この中にも入っているのかどうかというのをちょっとお聞きしたく、1点の質問です。

○上原委員長

ありがとうございます。お願いします。

○竹内企画幹

ありがとうございます。ここの表記は、あくまでもその幼児期、保育という段階から小学校に移行するという点について、ここで明記をさせていただいたというところで。

実際に小学校に入ってから、また交流をするという機会は当然あると思います。そこはある意味柔軟にというか、それはそれぞれの園でやっていただいているかと思いますが、あくまでも実施要綱とか基準というのは、この制度としての、最低限と言いはちょっと語弊があるかもしれないんですが、一番基本的な部分を押さえているというところですので、それ以外をやってはいけないとかというような話ではもちろんありませんので、そこ

のところは柔軟に対応できたらというふうに思いますが、ここではあくまでも、幼児期から義務教育に移行するという部分に焦点を当てているという表記になりますが。

逆に、木戸委員さんのほうで、小学校に上がってから戻ってくるということが、逆に保育とか幼児教育に、より年長の小学生がかかわるということが非常にその意味が大きいんだというような観点で、今、おっしゃったとすれば、それはまたちょっと別の視点でどこかに入れないといけないのかなというふうにも思うんですけども。そのあたりはほかの委員さんも含めて、もし、小学生が保育や幼児教育にかかわるという点でこの制度に、どこかに何か言葉として組み入れたほうが良いというご意見があれば、それはぜひいただきたいと思いますが。

○上原委員長

荒井委員さん。

○荒井委員

荒井です。今のお話しで、興味深く伺っていたんですけども。今、お話しがあったようにこの基準としてはやはり、保育を受けていた幼児期の子どもが小学校にスムーズに入られるようにという視点の方が強いんだと思います。

特に施設の中でもお話しを聞きましたし、ほかにもいろいろなお話しを聞くんですが、自然保育を行っている施設を出ているから小学校に来たら立ち歩いてしまって対応できないみたいな、小1プログラムに近い問題を小学校側が固定観念として持ってしまう傾向が少しはあるようですので、そうならないように事前に連絡を取り合うということがとても重要だという意味で、多分、この第15の⑥は入っているんじゃないかなと思っています。

ただ、この幼保小連携というのは、今、大体学校区ごとに、その学校区の関係する幼稚園・保育所と小学校が連絡を取り合って、どんなことをやっていこうかということをも具体的にその地域の実情にあわせてやっているのが現状ですから、当然、今の幼児期の子どもが小学校に、就学前の子どもが小学校にスムーズに入っていくためのほうがメインではありますけれども、その中で、例えばアプローチカリキュラムを保育所の保育のほうでやって、小学校のほうでもスタートカリキュラムをやるという形での連携というのが、どちらかというメインになるんですけども、そのアプローチカリキュラム、就学前の子どもが小学校に準備していく段階で、小学校の子どもと交流することは当然、出てくるわけです。

その中で小学校側も自然保育をしている保育所や幼稚園その他の施設とかかわって、小学校の教育を充実させていくという機会も当然あると思います。ただ、そこら辺は基準や何かで縛ってしまうと、地域の実情に合わせていろいろやり方があると思うので、あまり基準の中に盛り込むのはよろしくないかなと、僕なんかは思います。

ですので、そこを今後推奨していく姿勢は県としてぜひ持っていたきたいとは思いますが、保育だけで終わらせずに、これが将来的には小学校とか中学校といった子供たちが育っていく中で確実に根づいていくような取組というのは、今後盛んにしていかなければいけないと思うんですが、僕自身の現時点での考えは、この認定基準の中にその観点を積極的に盛り込んでしまうとちょっとつらいのではないかという気がしています。以上です。

○上原委員長

ありがとうございました。ほかにはいかがですか。大分時間も経過していますので、よろしければお諮りをしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、さまざまにご議論いただきましてありがとうございました。ここで皆さんにお諮りいたします。

本日示していただきました信州型自然保育認定制度ですけれども、事務局の原案でよろしいということでしょうか。

○出席者一同

異議なし

○上原委員長

それでは、それでまいりますのでありがとうございました。この段、ご苦労さまでした。

○竹内企画幹

ありがとうございました。実施要綱の第17に、この制度の運用に関して必要な事項は別に定めるという規定も設けてはございますので、また実際に運用しながらよりよいものにしていきたいというふうに思っております。

先ほど具体的にご指摘いただいた、例えば基準③の公開できるというのを公開しなければならぬという文言にとりか、基準⑬のところの、この常勤の保育者の半数以上というところに関する部分、あと⑮の長野支部という表記であるとかということに関しては、また検討させていただいて最終的な制度で、こちらのほうでその部分は検討を進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○上原委員長

それでは、検討もありますけれども、進めてください。それではこれまでのご議論、ありがとうございました。

(2) 信州型自然保育ガイド及び信州型自然保育認定制度リーフレットの確認について

○上原委員長

(2) に入ってよろしいですか。休まなくていいですか。

いや、私は最後だから、せっかくでするので本当に議論を続けて、真剣な議論をいただいていますから、まだまだこのイメージを実は膨らませておきたいんです。ですので、ガイドの説明もいただいた後に、いや、こんなことも盛り込めるのではないかとというふうに、かなりフリー部分も含めながらこのまま議論したいなという気持ちがありますので、よろしいでしょうか。

ではガイドブックについて、まず確認ですけれども、事務局のほうから説明お願いいたします。

○事務局

よろしくお願ひいたします。ガイドについてになんですけれども、委員の皆様にはカラーのものをお配りしております。ほかの方、報道の方には白黒のものでお配りさせていただいております。

これなんですけれども、先日、各委員さんには送付をさせていただいてご意見があればということで照会させていただきました。それを踏まえて最終的な内容を、作業部会と事務局で決定させていただいた後に発注をかけさせていただくということで、前回の検討委員会の中でもお話しさせていただきました。その過程を経まして、今、発注をかけさせていただいております。全部で58ページまであるものということで、最終確定させていただきました。1,200部印刷するというので発注しております。内容についてもフルカラーで印刷しております。

納品が3月の末の予定ですが、届いてから県内の保育所・幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、あと各市町村、あと国のほうですとか、あとは都道府県等にお送りさせていただくということで考えております。内容については以前もご説明させていただいたとおり、こういった内容にさせていただいております。

すみません、さらっとなんですけれども、何かございましたらお願ひいたします。

○上原委員長

リーフレットについてできますか、それではお願ひします。

○竹内企画幹

引き続きまして、啓発のためのリーフレットということで、カラーA3判二つ折両面のものをお手もとに配らせていただいたと思います。事前にちょっとメール等でもこれをお送りさせていただいているものと同じものでございます。

事務局のほうで作成をしたということで、ちょっとデザインの素人っぽさはご容赦いただきたいと思うんですけれども、できるだけ今までのご議論の中でいただいた言葉、表現等も入れつつ、できるだけ複雑にならないようなリーフレットをとということで、こんな形で作成をさせていただきました。これで、今、印刷の工程に入っておりますので、これで印刷をさせていただいて、4月以降の広報をさせていただきたいというふうに思います。

リーフレットは基本的に来年度もまた来年度用のリーフレットを作成をするということで計画を立ててございます。来年度は当然、その認定をした園を紹介するという部分も重要な要素として入ってきますので、その認定が出た後にまたリーフレット、新しいものにしてバージョンアップをさせていただくという、そんなような流れで考えてございます。

基本的にこのリーフレットは、この制度の概要のご説明と、あと、この制度の理念とか自然保育についての考え方とかを理解をしていただきたい、そんなメッセージを込めたものでございます。

対象としては、一番最初の表紙にあるように、子ども、保護者、保育者、市町村、地域の皆様に全方位に向けて作成をしたというものですので、少し情報量が多い部分はありますけれども、今回、そのしょっぱなのリーフレットとしてはこのような掲載で進めさせて

いただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○上原委員長

ありがとうございました。ご意見、感想でも結構ですので、ご意見、感想、それから使い方ですね、どんなふうに使っていくのという、何かお気づきのことがありましたらぜひ教えてください。

○竹内企画幹

すみません、補足です。これは6,000枚刷ります。県内外にできる限り、いろいろな機会に配布をするような形で使いたいというふうに思っています。

さっきのガイドもそうですが、あとは県のホームページにも当然入れるような形でカラー版でアップしますので、それをダウンロードしていただくということももちろんできます。

○上原委員長

いかがでしょう。山口先生、補足はありますか、ガイドについて。

○山口委員

委員の方々にもこの事例に関しまして大変ご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

おかげさまで大変いい事例をご紹介いただいて、また前回、あったかなかったか記憶がちょっとあれですけども、鼎談というのを加えまして、このガイドの目的ですとか、それから位置づけ、どんなふうに使ってほしいかということをお三人の方に語っていただくという形で、少しわかりやすくお示したつもりです。冒頭にこれを持ってきたことで、このガイドの意味合いということを明確にしたというつもりもありますし、また、いろいろな方々に見ていただいて、興味を持ってもらうきっかけになればというふうに考えております。

もちろん安全に関する情報などもありますし、そういうところはもうすぐに役立つ情報になっておりますけれども、それぞれのテーマに関しては、各園の実情に合わせて、さまざまな展開ができるようになっていると思いますので、そういったところを、周知のときに少し、柔軟にこれを活用していただきたいと思いますということも含めてお話ししたいところだなと思っております。

またご意見ありましたら、またよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

○上原委員長

ありがとうございました。ガイドは配布ですか、無料の配布ですね。

○事務局

そうです、はい、無料で送付いたします。

○上原委員長

基準の中にありましたか、基準に入れておいて、買えというのはちょっとひどいと思ったから。まあルートの販売のルートも設けてもそれはかまわない、別ルートも、それはかまわないだろう。さらに検討すると。

何かこんなガイドもリーフレットもですけども、こんなふうに使ったらどうでしょうかとかがありましたら。あるいは、皆さんが思い描く自然保育というのをイメージの上で、こんなような使い方、こんなような展開と、そういうものもありましたら聞かせてください。

○木戸委員

木戸です。2点なんですけれども、1点目、簡単な質問です。このリーフレットというのはこの大きさでしょうか。いわゆるまた小さくなってくると、ちょっと文字が見にくくなるかなというのがありました。

あと、リーフレットの後ろ、よくある質問にお答えしますという部分で、本当に小さなことなんですけれども、問1、自然保育は危険じゃないですかというので、それ以外の2、3、4、5はいけないのではないですかとか、すればいいですかというふうになっている中で、ちょっと「じゃないですか」という口調が少し、一つ、ちょっと違和感を感じました。すみません、小さなことなんですけれども、「ではないですか」ではいけないのかなというのを、すみません、以上、2点です。

○竹内企画幹

すみません、そのご指摘のところはちょっと気づきませんでした。確かにほかは、「ではないですか」という、ちょっと丁寧な感じに対して、「じゃないですか」というのはそういうふうに受けとられるんだなというふうに思ったんですが。これで進めさせていただきたいと思います。すみません。

○上原委員長

ほかにかがですか。

○竹内企画幹

来年度のものはその点、気をつけたいと思います。

○高松委員

教えてください。小さい声で聞かせてください。

黄色ので入っている、幼児教育も学校教育も自然体験活動と一つの用語になっていますが、こういう言葉はあるのでしょうか。

自然体験活動というのは一体、どういうことを指しているのか、ちょっと初めて出会ったような気がするんですが、こういうのはよく使われる言葉でしょうか。

これ結構目立つところに入っていて、具体的にはどういうことを指して、自然体験を通じてならわかるんですが、自然体験活動という活動はあるのでしょうか、すみません、私

もふと思ったんです。

○竹内企画幹

ありがとうございます。基準とか実施要綱のほうで自然体験活動という表記、幾つか使っています。

○高松委員

ここ黄色で目立って、すみません。

○竹内企画幹

すみません。体験活動という言葉と自然体験活動という言葉と、両方この制度では用いているんですが、自然、ともに自然を使った体験活動を自然体験活動という単語にしまして、体験活動だけのときには自然プラス地域とか、もうちょっと幅広い意味も含めて、その体験と活動というものを、今のご質問はそのつなげた扱い方があるのかということだと思っんですが、その、いわゆる何というんですか、自然体験という非常に広い意味の言葉も当然あると思いますが、この制度ではもうちょっと具体的なプログラムとか、いろいろな実践されている活動の中身というようなことも含めて自然体験活動というような言葉でここではずっと使ってはきましたので、ちょっと一般的になじみがない部分もあったのかもしれないんですが、一応、この制度の中では自然体験活動という言葉でずっと。

○高松委員

一般的には、活動とは環境にかかわってきて自ら起こしてくるものが活動ですよ。そこからいろいろな体験を経て、そして経験になっていくという、私の中にはそういうつながりがあるんですが。

この体験と活動との、これが一緒になっているという、このところ、どういうふうにその言葉を押さえていっていいのかなと思ったんです。

○竹内企画幹

あえてご説明すれば、その体験的な活動というような、それを体験活動というふうに表記をしているというようなご説明なのかなというふうにちょっと思っています。

ですので、その今、おっしゃったように、活動を通じてそれが体験になっていく、経験になっていくというのも当然ありますし、その自然体験というものが一つの活動プログラムとしてこの制度では位置づけられているという点で、それを一言でいって、自然体験活動という言葉で表現をしているというようなご説明になるのかなというふうには思っています。

○山口委員

リーフレットの内側のところに、左側のページの「子どもにもっと体験活動を」と書いてあるところの中、2段落目のところに、体験活動には自然体験等、地域の伝統文化に関わる「生活体験」の両方が必要だと考えますと書いてあって、これを広く捉えると、多分、

ちょっと定義的な感じになるのかなと。体験活動の中に自然体験と生活体験というのが県としてはあるというふうに捉えて、その中の自然体験活動をというのを、この文言ではちょっとクローズアップしたというような感じの理解は可能かなと。

それから、先ほどの基準の中にもやっぱりあったので、確かに耳慣れないことは耳慣れないかもしれないですね。ちょっと長いですし、言われてみればそうかなと思いますけれども、もし、何ですかと尋ねられたら、私がつくった言葉ではないですけれども。

○高松委員

教育要領やいろいろな中には出てこない言葉なので。

○山口委員

そうですね、みかけない言葉かもしれません。

○高松委員

どういうことをこの言葉の中で、造語とは言いませんけれども、ここで使われるとしたら、その意味合いをはっきりしたほうがいいのかという気がしました。

○竹内企画幹

すみません、冒頭でも申し上げたように、おっしゃるように、新しい制度ということもあって、言葉一つ一つの使い方も結構いろいろ悩みながらやってきたということがあります。改めて、今、その自然体験活動という単語についてもご指摘いただきましたので、今、高松委員からご指摘ありましたように、運用していく中で、この自然体験活動がどういうことを意味するのかというところはもう少し明確にしていけるようにしたいというふうに思っています。

○山本部長

ちょっと今の活動に関して。鼎談で、私の信州型自然保育認定制度についての発言項目の中にたっぷりと、2ページのガイドの後段でございしますが、2ページのたっぷりと自然体験を行うタイプと屋外での自然体験活動を大切にしつつもという表現をしております。

で、そんなに深く考えてこう言ったわけじゃないんですけれども、自然体験をするための活動といいますか、自然体験に基づいた活動ですとか、そういったもろもろの意味を込めて自然体験活動と、まさか私はこれがとてもめったにない言葉だとは思わずに使ってしまったんでしょうね。

でも、おそらく皆様の6回の委員会の中で、いつの間にか私の頭の中に自然体験活動というのがインプットされてしまったみたいで、そんなところでございしますが、ちょっとその辺ご容赦を。

○高松委員

どこだかわからないんですけれども、パッと目を通したときに、一つずつこういうふうに、中ポツでそう並んでいたところは、それはよくわかるんですが、一つの熟語になると

どういう意味になるんだろうと思って、すみません、単純にお聞きただけで、批評とか批判とかをしているわけではありません。

○山本部長

お気持ちは十分わかります。そんな意味です。

○上原委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか、荒井委員さん。

○荒井委員

おそらく、僕の推測なんですけど、このリーフレットは、最初のページにあるように、いろいろな方に向けて情報発信をするものとしてつくられていますね。なので、例えば保護者の人はどの部分を見ればいいんだろうかというのは非常にわかりやすくなっていません。いろいろな方に向けられた情報が混在しているというのがちょっと今回のリーフレットの特徴だと思います。

で、これは最初の制度の建ち上げにあたって仕方がないことだったのかなとは思いますが、今後、この制度が本格化していったときに、リーフレットもいろいろな人向けにこの情報がそれぞれにまとまっているという形で整理されたほうがわかりやすくなっていくのかなというのを、リーフレットを見てちょっと感じました。ただ今回は建ち上げということで、いろいろな人にドーンと情報発信しなければいけないという使命がこのリーフレットにあったと思いますので、致し方なかったのかなと。

なので、今後の課題として、それぞれの立場の人がどこを見ればいいのかわかりやすいリーフレットにしていいただければと思います。以上です。

○上原委員長

ありがとうございます。感じ取っていただいているように欲張っているんです。まず1回目ということをご方面へという、それが先走っていますよね。本当に必死で展開しているという、書きあらわしているという、そういう状態だと思います。だんだん回数を重ねていくと、今度は絞った方向をしっかりと定めた、そういうものになっていくと思いますけれども。

だから、ガイドブックもだんだん、申請の中で、あるいは視察の中で、あるいは提案いただいた中で素材を生かさせていただくという、そんなふうにはなっていくと思います。今の、今回部分はこちらのほうでいっぱい、いただきながら選択しながらやったということだと思います。審査の経過、過程、そういう中を活用させてもらうようになっているはずで。何かこの際、話しておきたいとか、あるいは感じたこととかがありましたらどうぞ遠慮なく。

会議の委員長がこんなことを言っていたらいけないんですが、会議の内容をわずか外れても結構ですので、どうぞ思うところをお聞かせください。今後どう展開していくのかとか、そういう点のところでもありがたいです。

僕なんか思うのは、これを今度実践していただく人材養成をどうしていくかといった

ら、もう早急に考えていかななくてはならないだろうなと思います。それだけつくって、今、ある方々の努力で発信していますと、それだけではないと思うので。

小林さん、今日、おとなしいですけども。飯沼さんも、感想を聞かせてもらっていいですか。というのは、例えば市町村ならどういうふうに生かしていけるだろうとか、そんな何か感じられるところがありますか。感想で結構です。

○飯沼委員

飯沼です。感想と言われましたのでちょっとあれなんですけれども。

○上原委員長

あまり考えないでという意味です。

○飯沼委員

わかりました。自然保育のこの検討会、去年の4月からずっとかかわらせていただいたんですけども、こうやって話をしていく中で、どんどん自分の中で、自然保育に対するイメージというのがやっぱり変わってきていると思います。同様に、これが本当にできるんだろうかというイメージも正直いって変わっています。最初に視察に行った、その段階から振り返ると、うーんできるかなというのが正直いってありました。だけど、いろいろなやり方があるって、何を狙っているのかというのを少しずつ教えていただくにつれて、この可能性というのは非常に大きいと。自治体というか、主として考えると、やはり子育てするならば町へという、やっぱりそのキャッチフレーズとしてどう活かすかというのが私のやっぱり役割なのかなというふうに思っています。

それぞれの、運営されている方はそれぞれの園の中で考えるということが非常に大きいと思うんですが、私、行政の立場だと、今の少子化とか世帯の印象とか、いろいろの中で、これによって人口を呼び込むという一つの可能性、起爆剤としてはとても有効ではないのかなというふうに思っています。そんなところです。

○上原委員長

ありがとうございました。似たような方向性でお話しさせてもらえれば、これは全てではないんですけども、例えば学生や何かでもこういう、これをやっている幼稚園・保育園はありませんかというのは、要するに就職先です。そんなのはよく聞かされたし、現実に卒業生で、県短とばかり言いませんけれども、探している学生も行きました。それも明瞭に志望しているという、そういう若い人たちもいるようです。

○内藤委員

すみません、感想でいいですか。感想ということで、こういう認定制度とか基準をつくるということの難しさを、この1年ぐらいですか、本当に感じました。もともと緻密な思考ができるほうではないので、皆さんたちの議論が本当に細かいところまで配慮できるところが私にはとても勉強になったんですけども。

自分なりに自然保育というもののイメージは持っていたんですが、今回、この委員会に

参加して、やはり信州型というふうに名づけることの意味というのをよくよく考えました。今日も園庭以外というところでこだわりがあったんですけども、やっぱり信州型という制度にするのであれば、やはりある程度の厳しさというか、ハードルの高さというのがやっぱりあるかなというふうに。

最近、高校生が書いた作文とか感想文とか、自然とのかかわりについて触れたものを幾つか読んでみたんですけども、その中にとっても印象的だったのは、自分たちは小さいときあんなに自然とたわむれていたと。虫にしろ、動物にしろ、植物にしろ、たくさん遊んだと。でも、なぜか今、高校生年代になったときに、自分はとっても自然との間に距離ができてしまっているということを多くの高校生が書いていて、こうなんだと。小さいときはあんなに触れたのに、なぜこんなに自然から遠のいてしまったんだろうみたいな、その辺のところ、制度は制度として、今後、自分としての役割とすると、保育ではなくて、保育の中の一部だけれども、親とか大人になり自然とかかわることをどうこの制度を通してもう一回、自然との距離を近づけるような、本当にいい役割を自分につくれるかなというのを感じました。

なので、このリーフレットも保護者向けにもちょっと書いてあるんですけども、ぜひ自然保育の中に子どもを委ねるだけではなくて、親も大人も自分たちがやっぱり自然を通して学びがあるような、そうすると、本当にしあわせ信州という、子どもだけではない、全ての人たちにとってという意味合いが入ってくると思うので、そんなことを感想として思いました。

○上原委員長

ありがとうございます。用意ができたようじゃないですか。

○小林委員

いえいえ、本当に感想とか、今日はあれですね、何か先生たちの言葉が随分胸にしみますね。今日、何か素直だな自分とは、すごく素直に本当に皆さんのお話しが、ああそうだななんていうふうにちょっと思いました。ごめんなさい。

この間、うち学生が来て保育を一緒にやったりして、その後に質問で、こんなような体験を一般の既存の保育園さん、幼稚園さんで、自分たちはそういうところに就職するんだけど、どういうふうにやったらいいんですかなんていう話で、そのときにちょっと言っただけなんですけれども、これからはこのガイドを見せればいいのかなんていうふうに思いました。

必ず広げていける部分があるはずの内容だと思いますので、そのことによって、子どもたちも子どもたちを取り巻く大人たちも、少しずつ何か豊かな時間をつくれるこの制度や、このガイドや、いろいろなこと、この1年間やってきた議論につながっていることだなどというふうに思っていますので、本当に、4月からの実践のほうで何とか答えを出していきたいなというふうに思っていますので、ありがとうございました。

○上原委員長

その学生さんはどういうところに関心を持ったんですか、どの辺に引っかかったんですか

か。

○小林委員

単純に自然とのかかわりの中で、実際毎日こういうことをやっている側なので、それ以外の部分というところではちょっとあれですけども、でも、そのときにはどんな話でしたか、自然体験というのはここでも少し触れられていると思いますけれども、その自然体験そのものだけをしていけばいいということではないというところで、そこで子供たちが何を得ているのかというところをきっちり向き合って、保育者は考えていかなければならない。

そのところが、本当に子どもが育つ要素があるんだとするならば、既存の保育園だろうが、幼稚園だろうが、認可外であろうが、そうでなくても、そこは本当にやっていかななくてはならないことなんじゃないかというところで、でも最初の入口として活動として、自然体験という言葉はあれですか、でも自然体験活動というか、自然体験をやらないことにはしようがないというか、そこからやることそのものだけの意味ではないけれども、やらないことには始まらないというところを、今の公立さん、私立さんでどのくらいできているのか、やっているところでも、それぞれの園で違いがあると思いますので、その違いも自然体験のおもしろさというか、これが一律に同じことをするというようなことを目指しているわけでは多分ないと思うので、それぞれがそれぞれ思った、現場で思ったことを子どもと一緒に作り上げていくところで、そんなような話だったかなというふうに思うんですけども。

○上原委員長

ありがとうございます。全然、角度の違ったお話しをさせてもらいますけれども、自慢じゃないですが、2月に保育士の資格をとりましたから、賞状をもらいましたから、お見せしませんけれどもとりましたから、苦労したんですけども、養成協議会の試験を受けて、何年間か受けて、それで単位をとりだめて、それでいただきました。

この自然保育もやっぱり考えながら、頭に浮かべながら勉強していたんですけども、とってみて、僕もこれから、きっと長野県でも日本中で保育士さんが足りなくなるんじゃないですかと思いますね。というのは、保育士さんの資格の有効範囲がうんと広いんです。就学前、児童養護、高齢者までですから、それで何年問題と言われるように団塊の世代が後期高齢者にだんだん入ってきますから、そうするとそちらのほうでの需要というのも考えられますよね。そうなりますと、あれは何というんですか、一度やめた人がもう一度勤め直すという、このスタイルならできるかなと思いました。

学校を卒業したばかりの若い方々が動き回るような保育士さんというのは、ちょっと年になると苦労かもしれません。でも自分の経験を踏まえながら、それで子どもたちといういろいろな学び合い、体験のし合いができる、これならできるかなと、そんな思いは持ったんです。

ですから、そういう受入先の一つとしてでも、この自然保育というのが何か役立たないものかなと、自分の年で照らし合わせてそういう感想を持っています。そんなふうに考えました。ジージー、バーバーが保育園にいてもいいような気がするんです。

木戸さん、外国のことも知っている上で一言お願いします。感想でも、だんだん終わっていきますから、ぜひともしゃべらなくてはという人は用意をしておいてください。

○木戸委員

外国のことではないんですけれども、この9月から就職先を、ちょっと個人的なことになるんですけれども、岐阜のほうの短期大学に移りまして、東海地方からも、長野県の動きについてすごく教えてほしいという問い合わせがたくさん来ています。東海地方だけではなくて、関東地方のほうでも、例えば今週末、栃木のほうでシンポジウム、森と子どものシンポジウムというものがあまして、脳科学者の養老先生がパネリストでいらっしゃったりとか、栃木県も県を挙げて自然を活用して地域を盛り上げていこうという動きがある中で、長野県は一つ、進んだ動きとしてとても注目を集めているというのを感じています。

ですので、この保育ガイドに関しましてもリーフレットにしても、できれば県外のほうにもたくさんこれを求めている方々というのはいらっしゃるのかなというのを感じております。すみません、大したことはないんですが、以上です。

○上原委員長

ありがとうございます。一言、何か、山口先生。

○山口委員

感想でいいですよ。この1年間、検討委員としてかかわらせていただいて、いろいろとお世話になりました。私もこういった検討委員会に入るのが実質的には初めてということもありまして、どれぐらいかかわったらいいなかなということを手探りでいたんですけども、まず事務局の方々のご尽力に本当に感謝したいと思います。

私としては自然保育、信州として自然体験を保障していこうということをやろうとしたことに非常に大きな意義があるというふうに考えています。そこにさらに幼稚園、保育園、認定こども園の団体、保育の団体も含めて、あらゆる子どもにかかわる人々が全て手を結んで、自然ということで理念を共有していこうということ、それがとても革新的で、またこの体験というものも子どもが中心で考えられているもので、ガイドもそういう視点でつくっているんですけれども、そこが非常に新しいところだというふうに考えています。

今まで幼児教育や保育というものはほとんど、私事といいますか、それぞれの家庭の実情に合わせて、保育園に預ける必要がある家庭は保護者の実情に応じて、また幼稚園に入れる場合も、さまざまな特色のある幼稚園の中から保護者の嗜好で選ぶという感じで、全くの私事だったと思うんです。それが、今度、長野県が県というまとまりですけれども、公的にその幼児期というところに体験を保障するということを打ち出しているということが、教育学的に見ると多分非常に新しい。社会的な合意として、幼児期にはこれを保障するんですと。もちろん国としての指針とか要領とかがありますが、それを超えて自然体験ということをして全ての子どもに保障していこうということが、各関係者全て集まったこの検討委員会の中で合意できたということは非常に大きかったのではないかなと、そんなふうに感じています。

私もガイドを随分といろいろ苦勞してつくったんですけれども、本当にいい体験をさせていただきました。引き続きインドアで頑張りますけれども、また、各野外保育をおこなっている施設には見学に行きたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○上原委員長

ありがとうございました。

○高松委員

感想を言わせていただけていいですか、すみません。

私のこれまで持っていた、いわゆる自然型の保育のイメージのままお受けして、4月21日でしたか、あのときに出された資料を拝見して、ちょっと偏った読み方をすると、既存の幼稚園、保育所のある部分の私も賛同しない部分があるわけですが、そういうところを一つ例に挙げながらこの計画を進めていこうとされているのではないだろうかと思わせるような、ちょっと私は最初感じて、身構えてしまったということが実はありました。その後悶々としながら、ちょっとご迷惑もおかけしながら、自分でいろいろ迷いながらというか、今日はその、自分である程度、気持ちを整理したいということもあって出てきたんですが。

この自然保育のガイドが送られてきたときに、これを見て事例を見たときに、これというのは全然変わっていないじゃないのということで、私どもの関係の幼稚園・保育所、幾つかあるわけですが、このぐらいのことという言い方は非常に失礼なんですけど、みんなやっていることで、こういうことをしたいためにこの旗をかざしたのかとちょっと思ったときに、また別の、何というんですか、これでいいのかというようなことで、さっきあまり基準を引き下げないほうがいいんじゃないかというようなことを申し上げたわけですが。

これを一つのカラーとして出していくなれば、やっぱり信州でしかできないというか、ある程度一生懸命勉強した人しかできないみたいな、そこを目指してやっていただきたいなというようなことを思いながら、私自身がこれまでの経験にない1年を送らせていただいて、今日はその整理の日にしたいなということで、おわび方々ありがとうございました。

○上原委員長

ありがとうございました。よろしいですか。

高松先生言われた、エッこれでいいの部分は、僕は長野県の保育の1個の評価でもあると思います。この委員会をやっている最中に、県内の保育園・幼稚園も回らせてもらいました、視察にも出してもらいました。それから県外、あるいは都内の幼稚園・保育園、あるいは短大、大学も、この関連とおぼしきところはかなり回らせてもらいまして、そうすると、長野県で普通にやっていることというのはとても普通じゃないんですよ。都会であれば環境そのものがそうですから、なかなか大変、これもよくわかることなのではあるんですけども、相当にいいレベルのところ、いい内容のことを長野県というのはやっているなど、自我自賛じゃないけれども、それはもうつくづく感じましたね。

なので、自然保育、まさに事例を、おのずと集まってくるという、そういう状態も感触

としてありました。そんなのを踏まえると、長野県というのは結構とってはいけない、いいことをやっているなど、そんなことを思いつつ、この委員会に臨ませてもらってありがとうございました。感想です。

○飯島委員

私たちが仲間に入れていただいたわけですが、当初は宮原先生と私たちはつまはじきでしたね。

いろいろ申し上げた結果、私たちが委員に入れさせていただきました。私は長野県としてはいいものができてきたなという感じはしております。でも当初は、何よという感じが強かったことは事実であります。

特にご案内のように、子ども・子育て支援制度がスタートするその年に合わせて何でという思いもありました。これからは、27年度から子ども・子育て新制度がスタートしますから、この私たちの信州型自然保育というものがその中で息づいていくかということは、もう一度今日以降、行政も真剣になって、ぜひこれをいいものに育てることが大事だろうと。それには、先ほど上原委員長もおっしゃっていましたが、主導者は動揺せずということに尽きると思います。当然のことながら、新卒の学生も含めながら、まさしく保育士は足りません。この間も養成校の先生方と懇談会をしましたけれども、現状は、新卒の保育士は都会に青田買いではないですけれども、全部とられてしまって、地元には保育士が残らないような状況にもあります。国も新制度の中で考えてくれておりますけれども、やっぱり処遇だろうと思います。それから幼稚園教諭も保育士もあわせて、処遇改善以外にないだろうと。そんなことも含めながら、これをつくったところで、今度は下支えをする制度のほうでご尽力いただければ大変ありがたいと思います。以上です。

○上原委員長

大事な話をありがとうございました。

○宮原委員

思い出しました。今おっしゃられて。そうですね、そんなときもありましたね。あなた誰みたいな、でもだんだん、そうですね、こうやって過ぎてみると、私も年ですけども、何か火がついたようにまたエネルギーが湧いてきて、よしやってやろうという気になりますね。だからこの思いを、私たちの若いころ、よく森のようちえん、あこがれました。ああいうところの施設、ああいう環境で森のようちえんをつくりたいなと若いころ思いました。でも、なかなかそういうものができなくてずっと来ていたんですけども、ここへ来てこういう形で、その森のようちえんを目指すのも最後の仕事かなと思って、また今はわくわくしています。どうもありがとうございました。

○上原委員長

ありがとうございました。そう言われると涙が出てきますね、いろいろ言葉で戦ったから、ありがとうございました。

さて、これでちょっとまた別の場で話の続きは聞かせていただこうと思いますけれども、

これで終わってしまうわけにいかないですね、今後のスケジュールとかがございますね。ご説明いただいて、またご意見をください。お願いします。

(3) その他

○竹内企画幹

いろいろとありがとうございました。今、いろいろご指摘いただきましたように、この制度はスタートしてからいろいろな方々にご参加いただけるようにしっかりいいものにして、またご参加いただきながら、さらに中身を濃く充実させていければというふうに思っていますので、ひとつよろしくをお願いします。

それで資料6になりますけれども、来年度、4月以降の予定についてご説明をしたいとします。予定ということで、若干変更される場合もあるかもしれませんが、流れとして、今日お示した資料の流れで現時点で考えておまして、これで進められればというふうに思っています。

まず今日、委員会で全体もろもろご承認をいただいた後に、今月末、27日になりますが、知事会見がございまして、そこで知事から正式にこの制度を県として、4月から始めますということで発表をさせていただく、そんな予定でございます。

4月1日に制度がスタートいたしまして、2カ月間はこの制度の周知の期間ということで、県内で予定では4カ所ぐらいで説明会等も開催をしたいというふうに思っていますし、それ以外でも個別に、必要に応じて事務局のほうでそれぞれ回らせていただいてご説明を丁寧にさせていただきたいというふうに思っております。ガイドやリーフレットも同時に配布もスタートいたします。

6月1日月曜日、ちょうど月曜日になるんですが、6月1日から認定の申請の受付を始められるようにしたいと思います。それで今日、委員の方々には案として申請書類もお付けしました。これちょっと事前にお送りしていなかったんですけども、こういうイメージで、実施要綱のほうにも定めてありますが、様式は4つになります。

ちょっと幾つか誤植等もありますので、またきれいに6月までに当然、きれいに様式のほうも整えたいと思いますけれども、こういったような形で基本的には基準、特に様式4、活動説明書というのが一番分量として多いんですが、これはそれぞれの団体と基本情報プラスそれぞれの基準、24項目の基準の流れでそれぞれの中身を、現状、計画、これまでの実績についてここでご説明をいただくといった趣旨の様式で考えました。またぜひご意見を個別にちょうだいできればと思います。

6月1日から申請受付を開始いたしまして2カ月ちょっと、8月10日まで申請期間をゆっくりとりたいたいというふうに考えています。

当然、初めてということもありますし、いろいろお問い合わせ等もあると思いますし、実際に申請に向けてのそれぞれの団体の準備というような期間も考慮いたしまして、2カ月ちょっとの申請期間というものを設けさせていただきたいというふうに思っています。

10日に締め切りしまして、9月末までの間に認定審査委員会を開催しまして、現地調査も行いながら、現地調査は順次、8月10日以前もできるところで順次やりたいというふうに思うんですが、9月30日までに全ての審査を終えまして、予定では9月末、30日に認定

団体、27年度の認定団体の発表というような流れで考えてございます。ちなみに認定の有効期間は5カ年、5年間ということですので、27年10月1日から32年9月末までというようなことで認定証のほうも作成したいというふうに思います。

10月に入りまして、認定団体のご紹介、PR等を県のほうでもしっかりさせていただきまして、認定証の交付ということで、初年度ということもありますし、ぜひ知事から認定証を交付させていただくような、そんなことも想定をしているところでございます。

認定団体が出ましたら、いろいろな研修会ということになりますので、27年度も研修会、できる限り充実した内容の研修会を企画をしていきたいと思っております。認定を受けた団体の保育士、先生方はもちろんですけども、小学校と連携という観点で、小学校の先生にもお声をおかけしたいと思っておりますし、また、これから認定をとりたいんだというような方も、また研修に参加できるような、そういったことも考えていければというふうには思っているところです。

また県外での発信もしっかりやりたいと思っております。今回は認定制度ということで一つの制度になりましたので、特化型、普及型問わず、両方しっかり県としてPRをさせていただきたいというふうに考えておりますので、認定が出た10月以降はそちらに力を入れていきたいというふうに思っております。一応、スケジュールとしてはそんな感じです。

また28年度以降については、また27年度中に、いろいろ事業計画等も立てていくというようなこととなりますが、制度はスタートしましたら基本的には継続をしていくということになります。

○上原委員長

わかりづらかったところや、この辺はどうするのかというのがあつたらぜひ聞かせてください。この流れとして、これはきついというのでも結構ですし。動けるスケジュールにはなっていますよね。

○依田委員

県が主催の研修会、実施は、なので10月以降に長野県でやるということなんですよ。

○竹内企画幹

その予定です。

○上原委員長

よろしいですか。これは何というか、例えば申請の書類というか、いつごろになからの完成版になりますか。要するに希望されるところにはなるべく早く、受付前でも問い合わせ等々あるかと思ったら、そんな心積もりもという意味なんですけれども、どうでしょう。

○竹内企画幹

基本的には今月中には掲げたいと思っておりますので、委員会は今日が最後ですけども、今日お配りした案についてはぜひ細かいところをまたちょっとごらんいただきまして、ご意見いただきたいと思っております。

できるだけ負担がかからないようなものにしたいと思いますが、その基本的な考え方としては、その基準の根拠となる、そういったご説明と必要な記録や県の書類というような、そんなことで申請様式のほうはまとめたというふうに思います。

○飯沼委員

すみません、安曇野市でも一応、この認定を受けるべく取り組んでいきたいというふうに思っているんですが。

実は、4月のこの制度ができて初めて職員の皆さんに話をするんです。それで実際に園として取り組むのかどうか、やはりやればいいのかというものではないものですから、なぜやるのか、どういうふうにやるのか、狙いは何なのか、効果はどうだといったところをやっぱり丁寧にやった上で認定には至らなければいけないと。そういたしますと、新しく園児が4月1日で入りますけれども、大体連休明けぐらいまでは結構かかってしまうんです。で、保育士は連休明けまで、本当に家庭訪問も含めてそれだけで精一杯だということがあって、実質的にはそれ以降がいろいろなことを研修したりやっていくことになると思います。

もう1点、お盆の間に希望保育と申しますか、少し余裕を持った保育を行います。大体、その間ではいろいろな整理をしたりするものですから、これ8月10日がリミットということになっているんですけれども、これはもう確定ということではよろしいのでしょうか。

○竹内企画幹

逆に、どのくらいの期間を設けたほうが申請しやすいというご意見としていただければありがたいと思うんですが。

○飯沼委員

まあ初年度ですので、あまり遅くまで言っても何だとは思いますが、できればそこら辺のディスカッションをしたり、それから保育士がやっぱりプロですから、ちゃんとそのそれぞれの考え方を整理したりした上で、やっぱり行きたいなという考えは持っています。

ですので、そうですね、これいつまでがいいかというところあれですけども、大体、第2四半期というのが9月末ですから、そのくらいまでは猶予を持っていただいてもいいのかなという気は実はしています。

それはわかりません。現実問題として早く結論が出る場所も当然あるでしょうし、それにしますけれども、私はそんなような、公立保育園で全園にそういう活動を考えてもらうという立場からはそんなふうに思っています。以上です。

○竹内企画幹

今のご意見は、締め切りを9月末ぐらいまでに延ばしてという。

○飯沼委員

どうでしょうかということです。

○竹内企画幹

今、お話しの中にもありましたように、実施要綱の中にもあるんですが、その翌年度の
ぜひ子どもの募集に活用していただけるというそのタイミングから逆算してというのもあり
ますし、また実際にその認定審査委員会のその作業的なスケジュールということの部分
も考えあわせた上で、またちょっと今のご意見も踏まえて検討させていただければという
ふうに思います。

○上原委員長

何件ご応募いただけるかわからないんですけども、でも多いことを期待しているん
ですが。

また認定委員会、まだ発足もしていないから何とも言えないし、僕の口からも何とも
言えないけれども、件数によって、それで書類が整っておられるところがもしあるなら、早
めに現地視察とか、できる作業は進めるみたいなのをやりながら、日延べするのか、ある
いはこの期間の中でとどめるのかという、いろいろな工夫は、こっちとしてもできる工夫
はしていくというつもりはありますよね。

○竹内企画幹

そのあたりも含めて、ちょっとこちらで検討させていただきたいと思いますが。

とりあえず、あれですか、6月1日受付開始というのは、特にこれに関しては、受付開
始はあまり壊したくないなというのは正直ありますし、かといって、4月入ってすぐとい
うわけにもいかないと思うので、2カ月間を見てということで、こんな想定で立ててみま
した。

○上原委員長

これ結構あれなんですよね、申請の用紙とか、だんだん説明会に行くと、多面的に伝わ
っていく話なんだけれども、申請の用紙や何かを見ていただけると、あるいは提出資料な
んかを見ていただけると、既存のところはきれいに整えていくという、それが申請の書類
になっていくというのが読みとれるかと思うんです。

わざわざ新規に、そういつてしまうと申しわけないんですけども、そういうところを
用意してもらえたら、申しわけないんですけども、もうまっさらで始めていくというもの
でなくて、大方済むような構成にはなっていますね。

○依田委員

6月に申請すると、例えば6月1日にもう申請書を出すという団体もあるということ
ですよね。

○竹内企画幹

受付を開始するので、1日から・・・

○依田委員

申請書を出すところもあるんですよね。だけど、基準のところ申請日以前の3か月及び申請日以降の3か月について、体験活動の時間数を活動説明書で確認するというふうにある場合は、例えば新年度になってからとか、4、5、6月、3か月だったら、4、5、6月ということですよ。

○竹内企画幹

それは必ずしも、その年度は4月からということではなくて、あくまでも申請日が規定になっているので、さかのぼって3か月ということは、3月分からカウントしていただければいいということです。

○依田委員

わかりました。すみません。

○上原委員長

結構気を使った部分、その部分で用意すればいいと。だから、なおさら、今までやってこられていた実績をどう整理しておくかというのが申請のしやすさにつながる、その準備にも入れると思います。

○竹内企画幹

ですので、逆にいうと、受付開始というよりも締め切りの、いつ締め切りかというほうが多分、今のご指摘にはかかわってくると思いますので、4月に入って初めてこの制度を知った方が申請できるような締め切りということで、今は8月10日というスケジュールですけれども、そのあたりをひとつ基準に考えたいというふうに思っています。

○上原委員長

それではよろしいでしょうか。

では、その他、これで済んだことでよろしいですか。何かありますか。

○飯島委員

活動説明書は西暦になっているのは何か意味があるんですか。

○竹内企画幹

それは単純に、何というんですか、判別しやすいようにということだけです。

○飯島委員

申請のほうは平成になっていて、中が西暦となっていて。

○竹内企画幹

そうですね、表紙の部分は平成でつくっているんですが、記録の部分はちょっと西暦にしているという、パッと見てすぐ計算しやすいというだけの話です。

○上原委員長

それでは、何もかも含めてその他、ありましたらお願いします。ありませんか、その他。

○竹内企画幹

こちらからは以上でございます。すみません。

3 まとめ

○上原委員長

では、まとめという部分ですけれども、本当にありがとうございました。初めてのことへの挑戦ということで、自身の不手際もあり、いろいろご迷惑をおかけしましたが、皆様のご協力をいただき、もう実現にたどりついた、つけたということ、感謝申し上げます。制度定着までまだまだお力添えいただきたいと思いますが、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

僕自身の思いとするなら、これはもう個人的なことに入りますけれども、やはり今の子どもたちもしっかり体験をしてほしいなど、これバーチャルな時代と言われています。でするので、本当に実体験というのをたくさん作り出されてほしいなど、それが成長の糧になっていくという、そういう思いでいます。子どもさんについてはそういうことであるし、またお家の方々にとりましては、いろいろな生活スタイルもさまざまなようになってきますから、お家で考える子育てというのももういろいろだと思いますし、そういういろいろな思い、いろいろな形のところにもう一つ、選択肢が増えてほしいという、多様な保育という部分が増やせればなと思っていました。

既存の今までの幼稚園・保育園、認可外の施設等々、いい活動をされていますからそれはそれで頑張してほしいし、それから、今度発足するこういう自然保育というのもしっかりと、まさに信州の保育というのを特徴づける、あるいは魅力づけることにならないかという、そんな思いでおりました。

それから、もう1個、2つ思うんですけれども、僕は総合5か年計画もやっておりますからとりわけ思いますけれども、信州はこれだけすばらしいものがありますから、自然があり、地域がありというすばらしいものがありますから、これはもうしっかり活用したいなど、そんな思いがもう1個でした。

それともう1個といったのは、先ほど途中でも、我が身を振り返ってかぶせて話させてもらったんですけれども、いろいろな今度、雇用の場、雇用のスタイルの一つを見ても、そういうものになっていかないかなと、そんないろいろな意味を込めて務めさせていただきました。おかげをもちまして何とかたどりつきました。感謝を申し上げます。

これからは成長の上にお力添いをください、まとめとさせていただきます。ありがとうございました。あとお返しします。

○竹内企画幹

上原委員長、ありがとうございました。ほかの委員の皆様方も本当にありがとうございました。

ました。

それでは、最後に改めまして、山本こども・若者担当部長よりごあいさつ申し上げます。

閉 会

○山本こども・若者担当部長

それでは一言、本当に御礼のごあいさつをさせていただきたいと思います。

この1年間、本当に皆様にはお世話になりまして、ありがとうございます。上原委員長におかれましては、常に建設的な立場でいろいろな議論をまとめていただきまして、本当に感謝申し上げます。

事務局もいろいろ至らないこと、多々ございましたものですから、本当に委員の皆様にはいろいろな面でご心配をおかけしたり、ご迷惑をおかけしたりということが本当にあったかと思いますが、どうぞご容赦いただきたいと思っております。

私もこの6回、今日は7回目でございますが、この委員会に参加させてもらいまして、本当に皆さん忌憚のないご意見をおっしゃってくださるんです。もう義務で出ているというわけではなくて、今、自分たちが目の前にしている子どもたちのためにここで言わないと、という思いがみんなひしひしと伝わっておりまして、そういう意見をちょうだいできたからこそ、私どもも第1回目、4月21日の話がございましたけれども、そのときに比べてこちらの視野も広くなり、より深いものができたのではないかというふうに思っているところでございます。

ですので、本当にいろいろなお立場の方がお集まりいただいて、しかも長野県内中、遠くから、あるいは岐阜からも、本当に来ていただきまして、長野県の子どもたちのためにいろいろなご意見をちょうだいしたことが本当に一番の宝かなと思っているところでございます。

ただ、これは今回制度ができつつあるんですが、やはり皆さんからもご指摘ありましたように、これからが勝負かと思っております。ですので、これをいかに質を高くする一方で、なおかつ、またそこに住む長野県に住むいろいろな親御さん、子どもたちにとって利用できるということもまた考えていかななくてはいけないわけですし、そのためにはやはり人材養成、研修会、そういったものをフルにこちらでも考えまして、よりいい制度にしていきたいと思っておりますので、一応、検討委員会は今日で最終でございますが、また私どもも皆様のそれぞれお一人お一人のご意見をちょうだいしたり、いろいろ教えていただくことが多々あるかと思っておりますので、またぜひその際は、ご協力、本当によろしく願いいたします。

本当に今日はありがとうございます。

○竹内企画幹

ありがとうございます。

最後に今日、委員会最終回ということでございますので、この後、事前にご連絡申し上げますように、また別に皆様と懇親できる場を設けさせていただいておりますので、ちょっとそれについて事務局よりご説明をさせていただきます。

それでは、今日も長時間になりましたが、以上をもちまして、第7回信州型自然保育検討委員会を閉会いたします。本当に長時間にわたりまして熱心なご議論をちょうだいいたしまして、本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。